

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和 7 年 5 月 3 0 日（令和 6 年（行情）諮問第 5 8 9 号及び同第 5 9 0 号）

答申日：令和 7 年 1 0 月 2 2 日（令和 7 年度（行情）答申第 4 6 7 号及び同第 4 6 8 号）

事件名：特定番号の審査請求事件に係る証拠説明書等の一部開示決定に関する件
特定番号の審査請求事件に係る証拠説明書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書 1」及び「本件対象文書 2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 7 年 2 月 2 7 日付け特定記号第 4 7 号及び同第 4 8 号により特定国税不服審判所長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分 1（令和 7 年（行情）諮問第 5 8 9 号）

（ア）不開示理由に関する貴庁の説明について

（特定記号第 4 7 号の別紙 1）には、以下のような記載があり、不開示理由を 3 つ挙げ、不開示情報に該当する情報の記載がある部分について、「不開示としました。」と記載されています。

特定記号令 2 第 4 6 号に係る開示対象行政文書の名称及び不開示とした部分は下表（略）のとおりであり、各不開示部分の不開示理由は、以下の a ないし c のとおりです。

a 特定個人の氏名、生年月日、住所等（他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)の記載があり、これらの情報は、個人に関する情報であつて、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条《行政文書の開示義務》1号に規定する不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としました。

b 国税不服審判所の職員が行った調査に関する情報や内部管理に関する情報又はこれを推測させる情報等の記載があり、これらの情報は、公にすることにより、担当審判官等による調査事項、調査手法及び管理体制の一部が明らかとなり、適切な証拠収集が困難となるおそれが生じるなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に規定する不開示情報に該当するため不開示としました。

c 審査請求人又は処分を行った税務署長等(以下、第2において「原処分庁」といいます。)が国税不服判所に提出した主張、証拠の提出等に関する情報の記載があり、これらの情報は、公にすることにより、当事者の争訟活動が明らかとなり、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に規定する不開示情報に該当するため不開示としました。

(イ) 開示文書で「不開示部分」とされた箇所以外がマスキングされていることについて

開示文書においては、「これらの情報(不開示情報)」が記載された部分が不開示とされているだけでなく、以下のとおり、「これらの情報(不開示情報)」が記載されていない部分についてもマスキングがされています。

つきましては、「これらの情報(不開示情報)」の記載がある部分のみを不開示部分とした開示決定をすることを求めます。

(ウ) 各文書における不開示情報の記載がないのにマスキングされている箇所(全120枚)

以下、各文書において、「これらの情報(不開示情報)」の記載がないにもかかわらず不開示とされた部分につき、説明します。

a 審査請求書等(全29枚)

審査請求書等としては、

⑦「審査請求書、審査請求の理由書及び添付書類(令和2年2月18日付)」(全14枚)

④「審査請求書、審査請求の理由書及び添付書類（令和２年３月６日付）」（全１５枚）
があります。

（a）審査請求書（初葉）

「⑦原処分庁」欄は、欄全体がマスキングされています。

しかし、当該欄には、不動文字で「（ ）税務署長・（ ）国税局長・その他（ ）」の記載があることは、記載例より容易にわかります。

そのため、「税務署長」「国税局長」「その他」の記載については、不開示情報に該当しないことは明らかです。

（b）審査請求書（次葉）

「⑪審査請求の趣旨」欄は、欄全体がマスキングされています。

しかし、当該欄には、不動文字で「１ 全部取消し」「２ 一部取消し」「３ その他」の記載があることは、記載例より容易にわかります。また、審査請求人がどれを選択したかは、すでに開示を受けた裁決文より容易にわかります。

そのため、不開示情報に該当しないことは明らかです。

「⑭添付書類」欄は、欄全体がマスキングされています。

しかし、当該欄には、不動文字で「◎添付する書類の番号を○で囲んでください。」と記載され、「１ 委任状（代理人の選任届出書）又は税務代理権限証書〔代理人を選任する場合〕、２ 総代選任届出書〔総代を選任する場合〕、３ 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料、４ 原処分の通知書の写し、５ 再調査決定書謄本の写し（再調査の決定がある場合）、６ 個人番号確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕、７ 身元確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕、８ 書類の送達先を代理人とする申出書、９ その他」が記載されていることは、記載例より容易にわかります。

そのため、不開示情報に該当しないことは明らかです。

（c）審査請求の理由書

審査請求の理由書と題する書面は、１１ページからなる書面ですが、「通知弁護士」との記述の下がすべてマスキングされています。

弁護士が書く書面は、通常、適切な段落があり、適切な文字サイズで（１２ポイント前後）、適切な行間がとれるように適切な行数で書かれています。用紙の隅から隅まで、小さな文字で、行間もなく書かれている文章ということはありません。

また、下記のとおり公用文で使用する「第一、１、（１）、ア…」などといった段落分けの記載は、不開示情報に該当しないことは明らかなです。

ページ数以外すべてをマスキングするのは、不開示情報が記載されていない部分もマスキングしていることは明らかなです。

(d) 添付書類（ページ数のない文書）

表題やページ数の部分も含めて、隅から隅までマスキングされている文書が、令和２年２月１８日付については１枚、同年３月６日付では２枚あり、おそらく「添付書類」と推測されます。

弁護士が作成する文書において、上下左右の余白もなく、隅から隅まで小さな文字で行間もとらずに段落もない長文で記載されていることはありません。

何らの情報が記載されていない箇所をマスキングすることは不適切であり、「特定個人の氏名、生年月日、住所等（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の記載」がある部分のみのマスキングにとどめることを求めます。

また、上記（c）でページ数の開示がある以上、この文書もページ数の開示を求めます。

b 原処分庁作成の主張書面…全３３枚

原処分庁作成の主張書面としては、

- ㊦「答弁書（令和２年４月９日付）」（全１０枚）、
- ㊧「意見書（令和２年５月２２日付）」（全２枚）、
- ㊨「答弁書（令和２年４月２２日付）」（全１３枚）、
- ㊩「意見書（令和２年５月２９日付）」（全２枚）、
- ㊪「意見書（令和２年７月１７日付）」（全３枚）、
- ㊫「求釈明事項に対する回答書」（全３枚）があります。

答弁書、意見書及び求釈明事項に対する回答書の１枚目において「１ 事案の表示」「（１）審査請求人」などと、段落分けの記載があり、これが不開示情報に該当しないことは明らかなです。

答弁書２枚目「別紙」との記述の下２行目以下について、全てマスキングされています。

答弁書等の１枚目では、段落分けもされて、適切な文字サイズで、適度な行間を開けて文章が記載されていますが、別紙になって突如、段落分けもせず小さな字で行間も空けずに長文記載することは考えられません。答弁書等の１枚目のように、適

切な段落があり、適切な文字サイズで（１２ポイント前後）、適切な行間がとれるように適切な行数で書かれていることは、明らかです。

公用文で使用する「第一、１、（１）、ア…」などといった段落分けの記載については、不開示情報に該当しないことは明らかです。

c 審査請求人代理人作成の主張書面…全１８枚

審査請求人代理人が作成した主張書面には、

- ㊦「反論書（令和２年４月２３日付）」（全２枚）、
- ㊧「反論書（令和２年５月８日付）」（全２枚）、
- ㊨「意見書（１）」（全１枚）、
- ㊩「意見書（２）」（全１枚）、
- ㊪「争点の確認表に対する意見書」（全２枚）があります。

「反論書」「意見書」及び「争点の確認表に対する意見書」と題する書面は、いずれも「通知弁護士」との記述の下がすべてマスキングされています。

弁護士が書く書面は、通常、適切な段落があり、適切な文字サイズで（１２ポイント前後）、適切な行間をとって適切な行数で書かれています。用紙の隅から隅まで、上下左右の余白もなく、小さな文字で、行間もなく書かれている文章であれば全マスキングもやむを得ないですが、ページ数以外すべてをマスキングするのは、不開示情報が記載されていない部分もマスキングしていることは明らかです。

また、公用文で使用する「第一、１、（１）、ア…」などといった段落分けの記載は、不開示情報に該当しないことは明らかです。

d 送り状…全２枚

送り状は、

- ㊦「送り状（令和２年３月６日付）」（全１枚）
- ㊧「送り状（令和２年９月８日付）」（全１枚）

があります。

いずれも、「通知弁護士」との記述の下が、全てマスキングされています。

令和２年３月６日付とされていることから、審査請求に伴って送付した書類が記載されていることは明らかであり、文書の名称等が不開示情報に該当しないことは明らかです。

また、「送り状」として書類の名称のみが列挙されていることは考え難く、「前略…草々」や「…を送ります。」などといっ

たあいさつ文が記載されていることが通常であり、そのような挨拶文句が不開示情報に該当しないことは明らかです。

e 電話聴取書…全2枚

電話聴取書は、

㊦「電話聴取書（争点確認表に対する意見）（令和2年12月9日聴取）」

㊧「電話聴取書（争点確認表に対する意）（令和2年12月16日聴取）」があります。

「聴取の内容」について、欄全体がマスキングされています。

しかし、その内容が、枠内の用紙の隅から隅まで、小さな文字で、行間もない文章で書かれているとは考えられません。また、通常は、「当方」「相手方」というかたちで問答形式での記載がなされており、「当方」「相手方」といった部分は、不開示情報に該当しないことは明らかです。

f 原処分庁作成の証拠説明書…全2枚

原処分庁作成の証拠説明書は、

㊦「証拠説明書（令和2年4月9日付）」

㊧「証拠説明書（令和2年2月22日付）」があります。

「文書等の名称」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄がマスキングされています。

しかし、いずれの項目についても、欄の隅から隅まで、小さな文字で、行間もない長文で書かれることはありません。また、文書等の名称は、裁決書から判明するため、不開示情報に該当しません。

g 審査請求人代理人作成の証拠説明書…34枚

審査請求人代理人作成の証拠説明書は、

㊦「審査請求人証拠説明書（1）（令和2年2月18日付）」
（全13枚）

㊧「審査請求人証拠説明書（2）（令和2年4月23日付）」
（全2枚）

㊨「審査請求人証拠説明書（1）（令和2年3月6日付）」
（全13枚）

㊩「審査請求人証拠説明書（2）（令和2年5月8日付）」
（全2枚）

㊪「審査請求人証拠説明書（3）」（全1枚）

㊫「審査請求人証拠説明書（4）」（全3枚）があります。

「標目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄がマスキングされています。しかし、いずれ

の項目についても、欄の隅から隅まで、小さな文字で、行間もない長文で書かれているとは考えられません。

イ 原処分2（令和7年（行情）諮問第590号）

（ア）不開示理由に関する貴庁の説明について

貴庁による（特定記号第48号（開示決定通知書）の別紙1）には、以下のような記載があり、不開示理由を3つ挙げ、不開示情報に該当する情報の記載がある部分について、「不開示としました。」と説明されています。

特定記号令2第46号に係る開示対象行政文書の名称及び不開示とした部分は下表（略）のとおりであり、各不開示部分の不開示理由は、以下の1ないし3のとおりです。

- a 特定個人の氏名、生年月日、住所等（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）の記載があり、これらの情報は、個人に関する情報であつて、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条《行政文書の開示義務》1号に規定する不開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため不開示としました。
- b 国税不服審判所の職員が行った調査に関する情報や内部管理に関する情報又はこれを推測させる情報等の記載があり、これらの情報は、公にすることにより、担当審判官等による調査事項、調査手法及び管理体制の一部が明らかとなり、適切な情報収集が困難となるおそれが生じるなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に規定する不開示情報に該当するため不開示としました。
- c 審査請求人又は処分を行った原処分庁が国税不服審判所に提出した主張、証拠の提出等に関する情報の記載があり、これらの情報は、公にすることにより、当事者の争訟活動が明らかとなり、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書に規定する不開示情報に該当するため不開示としました。

（イ）「不開示部分」とされた箇所以外がマスキングされていることについて

開示文書においては、「これらの情報（不開示情報）」が記載された部分が不開示とされているだけでなく、以下のとおり、「これらの情報（不開示情報）」が記載されていない部分についてもマス

キングがされています。

つきましては、「これらの情報（不開示情報）」の記載がある部分のみを不開示部分とした開示決定をすることを求めます。

(ウ) 各文書における不開示情報の記載がないのにマスキングされている箇所（全44枚）

以下、各文書において、「これらの情報（不開示情報）」の記載がないにもかかわらず不開示とされた部分につき、説明します。

a 審査請求書等（全15枚）

審査請求書等としては、

⑦「審査請求書及び添付書類）」（全14枚）

④「審査請求書の補正書」（全1枚）があります。

(a) 審査請求書（初葉）

「⑦原処分庁」欄は、欄全体がマスキングされています。

しかし、当該欄には、不動文字で「（ ）税務署長・（ ）国税局長・その他（ ）」の記載があることは、記載例より容易にわかります。

そのため、「税務署長」「国税局長」「その他」の記載については、不開示情報に該当しないことは明らかです。

(b) 審査請求書（次葉）

i 「⑪審査請求の趣旨」欄は、欄全体がマスキングされています。

しかし、当該欄には、不動文字で「1 全部取消し」「2 一部取消し」「3 その他」の記載があることは、記載例より容易にわかります。また、審査請求人がどれを選択したかは、すでに開示を受けた裁決文より容易にわかります。

そのため、不開示情報に該当しないことは明らかです。

ii 「⑭添付書類」欄は、欄全体がマスキングされています。

しかし、当該欄には、不動文字で「◎添付する書類の番号を○で囲んでください。」と記載され、「1 委任状（代理人の選任届出書）又は税務代理権限証書〔代理人を選任する場合〕、2 総代選任届出書〔総代を選任する場合〕、3 審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料、4 原処分の通知書の写し、5 再調査決定書謄本の写し（再調査の決定がある場合）、6 個人番号確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕、7 身元確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕、8 書類の送達先を代理人とする申出書、9 その他」が記載されていることは、記載例より容易にわかります。

そのため、不開示情報に該当しないことは明らかです。

(c) 添付書類（ページ数のない文書）

表題やページ数の部分まで含めて隅から隅までマスキングされている文書が12枚あり、おそらく「添付書類」と推測されます。

上下左右の余白もなく、隅から隅まで小さな文字で行間もとらずに段落もない長文で、びっしりと不開示情報に該当する文章が記載されていることはありません。

何らの情報が記載されていない箇所までマスキングすることは、不開示情報が記載された部分のみを不開示とする貴庁の説明に反しています。

つきましては、不開示情報に該当する記載のある部分のみのマスキングにとどめることを求めます。

また、ページ数が不開示情報に該当しないことは明らかですので、開示を求めます。

(d) 審査請求書の補正書

審査請求の補正書は、「補正を要する事項」及び「補正内容」欄について、欄全体がマスキングされています。

これについても、欄の隅から隅まで、小さな文字で行間も空けずに長文で書かれているとは考えられません。不開示情報に該当する記載のある部分のみのマスキングにとどめることを求めます。

b 原処分庁作成の主張書面…全16枚

原処分庁作成の主張書面としては、

㊦「答弁書」（全13枚）、

㊧「求釈明事項に対する回答書」（全3枚）、があります。

答弁書、意見書及び求釈明事項に対する回答書の1枚目において「1 事案の表示」「(1) 審査請求人」などと、段落分けの記載があり、これが不開示情報に該当しないことは明らかです。

答弁書2枚目「別紙」との記述の下2行目以下について、全てマスキングされています。

答弁書等の1枚目では、段落分けもされて、適切な文字サイズで、適度な行間を開けて文章が記載されていますが、「別紙」との記述の下2行以下が、突如として、段落分けもせずに小さな字で行間も空けずに長文記載することは考えられません。答弁書等の1枚目のように、適切な段落があり、適切な文字サイズで（12ポイント前後）、適切な行間がとれるように適切な行数で書かれていることは、明らかです。

公用文で使用する「第一、1、（1）、ア…」などといった段落分けの記載については、不開示情報に該当しないことは明らかです。

c 審査請求人作成の主張書面…全7枚

審査請求人代理人が作成した主張書面には、

㊦「求釈明事項回答」（全4枚）、

㊧「訂正申立書」（全3枚）、があります。

「求釈明事項回答」及び「訂正申立書」は、いずれも「審査請求人」欄の下がすべてマスキングされています。

この審査請求人は、司法修習生だった者であり、弁護士、検察官又は裁判官であることが想定されるところ、弁護士等が書く書面は、通常、適切な段落があり、適切な文字サイズで（12ポイント前後）、適切な行間をとって適切な行数で書かれています。用紙の隅から隅まで、上下左右の余白もなく、小さな文字で、行間もなく書かれている文章であれば全マスキングもやむを得ないですが、ページ数以外すべてをマスキングするのは、不開示情報が記載されていない部分もマスキングしていることは明らかです。

また、公用文で使用する「第一、1、（1）、ア…」などといった段落分けの記載は、不開示情報に該当しないことは明らかです。

d 電話聴取書…全2枚

電話聴取書は、

㊦「電話聴取書（受電・質問）」（全1枚）

㊧「電話聴取書（架電・確認）」（全1枚）があります。

「聴取の内容」について、欄全体がマスキングされています。

しかし、その内容が、枠内の用紙の隅から隅まで、小さな文字で、行間もない文章で書かれているとは考えられません。また、通常は、「当方」「相手方」というかたちで問答形式での記載がなされており、「当方」「相手方」といった部分は、不開示情報に該当しないことは明らかです。

e 原処分庁作成の証拠説明書…全2枚

原処分庁作成の証拠説明書は、

㊦「証拠説明書（令和2年7月21日付）」（全1枚）

㊧「証拠説明書（令和2年10月7日付）」（全1枚）があります。

「文書等の名称」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄がマスキングされています。

しかし、いずれの項目についても、欄の隅から隅まで、小さな文字で、行間もない長文で書かれているとは考えられません。

f 審査請求人代理人作成の証拠説明書…全2枚

審査請求人代理人作成の証拠説明書は、

㊦「証拠説明書（令和2年10月9日）」（全1枚）

㊧「証拠説明書2」（全1枚）

「種目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄がマスキングされています。

しかし、いずれの項目についても、欄の隅から隅まで、小さな文字で、行間もない長文で書かれているとは考えられません。

(2) 意見書

ア 原処分1（令和7年（行情）諮問第589号）

処分庁は、理由説明書4の（2）（下記第3の4（2））において、「有意の情報が記録されていると認められるとき」につき、「不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味するものと解されている」として、（1）のイないしオについて有意の情報であるとは認められないとしている。

しかしながら、「開示をしても意味がない」かどうかは、処分庁ではなく、請求者の側から判断すべきである。そうでなければ、処分庁の主観で「開示をしても意味がない」と判断することにより、開示を避けることができってしまうからである。

例えば、「税務署長」「国税局長」「その他」といった定型的な記載からでも、どのような立場の者が処分したのかが判明し、全く何も意味がないとは言えず「有意の情報」であることは明らかである（ア）。また、余白部分や行間部分、公用文で使用される段落分けの記載、「当方」「相手方」の記載についても、文章構造や情報量が判明し、ほかの部分と照合することで意味を帯びる場合があり「有意の情報」になりうることは明らかである（イ・ウ・オ）。さらに、送り状におけるあいさつ文句の記載も、送付に当たっての重要な情報であり、「有意の情報」になりうることは明らかである（エ）。さらに文書の名称等の記載については、文書内容でなく名称等にすぎないため、公にしたところで事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない（カ）。

すなわち、処分庁は「仮に本件不開示部分から分離して開示したとしても、本件対象文書の趣旨や内容が判明するものではない」と主張するが、処分庁の意図は、むしろ、開示することにより本件対象文書の趣旨や内容が判明することをおそれて法の趣旨を超えて必要

以上に不開示にしているにすぎない。

したがって、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当ではない。

イ 原処分2（令和7年（行情）諮問第590号）

上記アと同旨

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求について

本件各審査請求は、審査請求人が法3条の規定に基づき行った各開示請求（本件各開示請求）に対し、令和7年2月27日付け特定記号第47号及び第48号により処分庁が行った各一部開示決定（原処分）について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件各開示請求の対象文書について

本件各開示請求の対象文書は、特定の個人A（以下「国税関係審査請求人A」という。）に対して特定の原処分庁（以下「国税関係原処分庁A」という。）が行った処分について、国税関係審査請求人Aが不服審判所長に対して行った審査請求に関する文書（本件対象文書1）及び特定の個人B（以下「国税関係審査請求人B」といい、国税関係審査請求人Aと併せて「国税関係審査請求人」という。）に対して特定の原処分庁（以下「国税関係原処分庁B」といい、国税関係原処分庁Aと併せて「国税関係原処分庁」という。）が行った処分について、国税関係審査請求人Bが不服審判所長に対して行った審査請求に関する文書（本件対象文書2）である各特定番号の事件に係る証拠説明書並びに審査請求事件一件書類綴（その他の事件記録等）に編てつされた主張関係書類のうち当事者が提出したもの、「陳述録取書」及び「電話録取書」であり、具体的には、本件対象文書1は別表1に、本件対象文書2は別表2にそれぞれ掲げる文書である。

処分庁は、別表1及び別表2の「不開示とした部分」欄に記載の各部分を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分1及び原処分2を行った。

これに対して、本件各審査請求に係る審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書1の不開示部分のうち、別表1の一連番号1、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21、23、25、27、29、31、33、35、37、39、41、43、45、47及び49並びに本件対象文書2の不開示部分のうち、別表2の一連番号1、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22及び24（以下「本件不開示部分1」という。）について

ア 本件不開示部分1は、原処分において、法5条1号に該当するとし

て不開示とした部分である。

イ 本件不開示部分 1 には、国税関係審査請求人又は国税関係審査請求人 A の代理人の氏名、住所、電話番号、職業、押印の印影、国税関係原処分庁が特定できる記述等が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であって、法 5 条 1 号イないしハに該当する事情もないことから、同条 1 号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 本件対象文書 1 の不開示部分のうち、別表 1 の一連番号 2、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、24、30、32、34、36、38、40、42、44、46、48 及び 50 並びに本件対象文書 2 の不開示部分のうち、別表 2 の一連番号 2、5、7、9、19、21、23 及び 25（以下「本件不開示部分 2」という。）並びに、本件対象文書 1 の不開示部分のうち、別表 1 の一連番号 26 及び 28 並びに本件対象文書 2 の不開示部分のうち、別表 2 の一連番号 11、13、15 及び 17（以下「本件不開示部分 3」という。）について

ア 本件不開示部分 2 及び本件不開示部分 3 は、原処分において、法 5 条 6 号柱書きに該当するとして不開示とした部分である。

イ 本件不開示部分 2 及び本件不開示部分 3 には、国税関係審査請求人又は国税関係原処分庁が国税不服審判所に対して行った主張、証拠の提出等に関する情報が記載されている。これらの情報は、審査請求の当事者が公表を予定していない争訟活動の内容に関する情報であるから、公にすることにより、今後審査請求に係る当事者が国税不服審判所に対して主張を行うに際し、当該情報が後に公開されることを恐れてこれをちゅうちょし、また、審査請求に係る当事者や関係者が証拠資料等の提出を拒むといった事態が生じるなど、国税に関する審査請求における円滑な主張や証拠の提出等を阻害し、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

ウ また、本件不開示部分 3 には、上記イに加え、国税不服審判所の職員が行った調査に関する情報や内部管理に関する情報又はこれらを推測させる情報が記載されている。これらの情報は、公にすることにより、担当審判官等による調査事項、調査手法及び管理体制の一部が明らかとなり、その結果、今後の同種事案において、適切な証拠収集が困難となったり、国税不服審判所の調査への対応策が講じられるといった事態が生じるなど、国税不服審判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 本件対象文書2の不開示部分のうち、別表2の一連番号3（以下「本件不開示部分4」という。）について

ア 本件不開示部分4は、原処分2において、法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした部分である。

イ 本件不開示部分4には、国税関係審査請求人Bの氏名、住所、国税関係原処分庁Bが特定できる記述等が記載されており上記(1)イと同様、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

また、本件不開示部分4は、国税関係審査請求人Bが国税不服審判所に対して、審査請求書に添付して提出した資料であり、国税関係審査請求人Bが行った主張、証拠の提出等に関する情報であるから、上記(2)イと同様、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書に審査請求の理由として種々記載するが、要するに、本件不開示部分のうち、以下のアないしカの部分について開示すべきであり、この他にも不開示情報に該当しない部分があれば開示すべき旨主張しているものと思われる。

ア 審査請求書の様式に印字されている「税務署長」「国税局長」「その他」といった定型の記載

イ 各用紙の上下左右の余白部分や行間の余白部分

ウ 公用文で使用する「第一、1、(1)、ア」といった段落分けの記載

エ 送り状におけるあいさつ文句の記載

オ 電話聴取書における問答形式の記載のうち「当方」や「相手方」といった記載

カ 送り状並びに国税関係原処分庁、国税関係審査請求人Aの代理人及び国税関係審査請求人B作成の証拠説明書における文書の名称等の記載

(2) そこで検討するに、法6条1項は、開示決定に際しての部分開示について「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」旨規定し、同項ただし書において「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」旨規定している。ここでいう「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、行政機関の説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味するものと

解されている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」・初版・86ページ参照）。

この点、上記（１）アないしオについては、仮に不開示部分から分離して開示したとしても、本件対象文書の趣旨や内容が判明するものではないことからすれば、法６条１項ただし書にいう有意の情報であるとは認められないため、当該部分について処分庁に部分開示の義務があるとはいえない。

（３）また、上記（１）カについては、国税関係審査請求事件において国税関係審査請求人又は国税関係原処分庁が国税不服審判所に対して行った主張、証拠の提出等に関する情報であるから、上記３（２）イで述べたとおり、法５条６号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

（４）以上から、上記（１）アないしカについて、いずれも不開示としたことは妥当である。

また、この他の部分においても、不開示部分はいずれも上記３で述べたとおり不開示情報に該当すると認められることから、審査請求人の主張には理由がない。

（５）審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

５ 結論

以上のことから、不開示部分を法５条１号及び６号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とした原処分については、不開示部分は法５条１号及び６号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和７年５月３０日 | 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第５８９号及び同第５９０号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年６月１９日 | 審議（同上） |
| ④ 同年７月１１日 | 審査請求人から意見書を収受（同上） |
| ⑤ 同年１０月１６日 | 令和７年（行情）諮問第５８９号及び同第５９０号の併合、本件対象文書の見分並びに審議 |

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別表１及び別表２に掲げる各文書を特定し、その一部を法５条１号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件不開示部分1及び本件不開示部分4の一部には、国税関係審査請求人又は国税関係審査請求人Aの代理人の氏名、住所、印影、郵便番号、電話番号及びファクシミリ番号等が記載されていると認められる。

上記不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、これらは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、同号ただし書きに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する情報であるとも認められない。

また、上記不開示部分は、個人識別部分に該当するから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、上記不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条6号柱書き該当性について

本件不開示部分2及び本件不開示部分3並びに本件不開示部分4の一部（上記（1）の記載の部分を除く。）には、国税関係審査請求人又は国税関係審査請求人Aの代理人並びに国税関係原処分庁（以下、併せて「国税関係当事者」という。）が国税不服審判所に対してした主張及び提出した証拠、国税不服審判所の担当審判官が国税関係当事者に対してした求釈明に対する回答等が記載されていることが認められる。

上記不開示部分は、これを公にすれば、国税関係当事者の国税不服審査請求における活動の具体的内容が明らかになり、これによって今後の審査請求事案において、当事者が主張や証拠の提出をちゅうちょする可能性があり、その結果、国税当局の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、公になっていない国税不服審判所による調査の事項や展開方法などが公になることによって、今後、同種の国税審判所の調査への対応策を講じるなどして、不正を行う手口の巧妙化が図られるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) なお、審査請求人は、不開示部分のうち、不開示情報が記載されていないのに不開示とされている部分として、各用紙の上下左右の余白部分、

記載の行間等の余白部分、文書の冒頭の段落等の番号、電話聴取書の聴取者及び被聴取者を示す記載等を指摘し、これらの部分の開示を求めるものと解される。しかしながら、これらの部分は、他の不開示部分と一体として不開示とされており、他の不開示部分と区分して開示することはできないと認められる。したがって、審査請求人の主張する部分は、不開示情報が記載されていない部分とはいえず、審査請求人の上記の主張は理由がない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙 本件対象文書

1 本件対象文書 1

特定記号令 2 第 4 6 号に係る証拠説明書並びに審査請求事件一件書類綴（その他の事件記録等）に編てつされた主張関係書類のうち当事者が提出したもの、「陳述録取書」及び「電話聴取書」

2 本件対象文書 2

特定記号令 2 第 4 7 号に係る証拠説明書並びに審査請求事件一件書類綴（その他の事件記録等）に編てつされた主張関係書類のうち当事者が提出したもの、「陳述録取書」及び「電話聴取書」

別表1 本件対象文書1及びその不開示部分等（令和7年（行情）諮問第589号）

一連番号	行政文書の名称等	不開示とした部分	不開示理由
1	審査請求書、審査請求の理由書及び添付書類 （令和2年2月18日付け）	審査請求書（初葉）のうち、「②住所・所在地（納税地）」、「電話番号」、「③（ふりがな）氏名・名称」、「⑥代理人」及び「⑦原処分庁」欄並びに押印の印影 審査請求書（次葉）のうち、「審査請求人（氏名・名称）」欄 審査請求の理由書のうち、「通知弁護士」欄 添付書類	法5条1号
2		審査請求書（次葉）のうち、「⑪審査請求の趣旨」、「⑫審査請求の理由」及び「⑭添付書類」欄 審査請求の理由書のうち、「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
3	答弁書 （令和2年4月9日付け）	国税関係原処分庁Aが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号
4		「2 請求の趣旨に対する答弁」欄 別紙のうち、「別紙」との記述の下2行目以下の全て	法5条6号 柱書き
5	反論書 （令和2年4月23日付け）	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
6		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
7	意見書 （令和2年5月22日付け）	国税関係原処分庁Aが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号
8		別紙のうち、「別紙」との記述	法5条6号

		の下2行目以下の全て	柱書き
9	審査請求書、審査請求の理由書及び添付書類 (令和2年3月6日付け)	審査請求書(初葉)のうち、「②住所・所在地(納税地)」、「電話番号」、「③(ふりがな)氏名・名称」、「⑥代理人」及び「⑦原処分庁」欄並びに押印の印影 審査請求書(次葉)のうち、「審査請求人(氏名・名称)」欄 審査請求の理由書のうち、「通知弁護士」欄及び押印の印影 添付書類	法5条1号
10		審査請求書(次葉)のうち、「⑪審査請求の趣旨」、「⑫審査請求の理由」及び「⑭添付書類」欄 審査請求の理由書のうち、「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
11	送り状 (令和2年3月6日付け)	代理人が特定される記述及び押印の印影	法5条1号
12		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
13	答弁書 (令和2年4月22日付け)	国税関係原処分庁Aが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号
14		「2 請求の趣旨に対する答弁」欄 別紙のうち、「別紙」との記述の下2行目以下の全て	法5条6号 柱書き
15	反論書 (令和2年5月8日付け)	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
16		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
17	意見書 (令和2年5月29日付け)	国税関係原処分庁Aが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号

18		別紙のうち、「別紙」との記述の下2行目以下の全て	法5条6号 柱書き
19	意見書(1)	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
20		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
21	意見書 (令和2年7月17日付け)	国税関係原処分庁Aが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号
22		別紙2のうち、「別紙2」との記述の下2行目以下の全て	法5条6号 柱書き
23	送り状 (令和2年9月8日付け)	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
24		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
25	意見書(2)	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
26		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
27	求釈明事項に対する回答書	国税関係原処分庁Aが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号
28		別紙2のうち、「別紙2」との記述の下2行目以下の全て	法5条6号 柱書き
29	争点の確認表に対する意見書	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
30		「通知弁護士」との記述の下全て	法5条6号 柱書き
31	電話聴取書(争点確認表に対する意見) (令和2年12月9日聴取)	「審査請求人」欄の「住所(所在地)」及び「氏名(名称)」欄並びに「通話の相手方」欄の「住所」、「氏名」及び「職業」欄	法5条1号
32		聴取の内容	法5条6号

			柱書き
33	電話聴取書（争点確認表に対する意） （令和2年12月16日聴取）	「審査請求人」欄の「住所（所在地）」及び「氏名（名称）」欄並びに「通話の相手方」欄の「住所」、「氏名」及び「職業」欄	法5条1号
34		聴取の内容	法5条6号 柱書き
35	審査請求人証拠説明書（1） （令和2年2月18日付け）	「通知弁護士」欄及び押印の印影	法5条1号
36		「標目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄並びに欄外の記述	法5条6号 柱書き
37	審査請求人証拠説明書（2） （令和2年4月23日付け）	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
38		「標目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄並びに欄外の記述	法5条6号 柱書き
39	審査請求人証拠説明書（1） （令和2年3月6日付け）	「通知弁護士」欄及び押印の印影	法5条1号
40		「標目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄並びに欄外の記述	法5条6号 柱書き
41	審査請求人証拠説明書（2） （令和2年5月8日付け）	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
42		「標目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄並びに欄外の記述	法5条6号 柱書き
43	審査請求人証拠説明書（3）	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印の印影	法5条1号
44		「標目（原本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄	法5条6号 柱書き
45	審査請求人証拠説明書（4）	「審査請求人」、「原処分庁」及び「通知弁護士」欄並びに押印	法5条1号

		の印影	
4 6		「標目（原本・写しの別）」、 「作成年月日」、「作成者」及び 「立証趣旨」欄並びに欄外の記述	法 5 条 6 号 柱書き
4 7	証拠説明書 （令和 2 年 4 月	国税関係原処分庁 A が特定され る記述	法 5 条 1 号
4 8	9 日付け）	「文書等の名称」、「作成年月 日」、「作成者」及び「立証趣 旨」欄	法 5 条 6 号 柱書き
4 9	証拠説明書 （令和 2 年 4 月	国税関係原処分庁 A が特定され る記述	法 5 条 1 号
5 0	2 2 日付け）	「文書等の名称」、「作成年月 日」、「作成者」及び「立証趣 旨」欄	法 5 条 6 号 柱書き

別表2 本件対象文書2及びその不開示部分等（令和7年（行情）諮問第590号）

一連番号	行政文書の名称等	不開示とした部分	不開示理由
1	審査請求書及び添付書類	審査請求書（初葉）のうち、「②住所・所在地（納税地）」、「電話番号」、「③（ふりがな）氏名・名称」、「④個人番号又は法人番号」及び「⑦原処分庁」欄並びに押印の印影 審査請求書（次葉）のうち、「審査請求人（氏名・名称）」欄	法5条1号
2		審査請求書（次葉）のうち、「⑪審査請求の趣旨」、「⑫審査請求の理由」及び「⑭添付書類」欄	法5条6号 柱書き
3		添付書類	法5条1号 及び6号柱書き
4	審査請求書の補正書	「審査請求人」欄の「（住所・所在地）」及び「（ふりがな）（氏名・名称）」欄並びに押印の印影	法5条1号
5		「補正を要する事項」及び「補正内容」欄	法5条6号 柱書き
6	答弁書	国税関係原処分庁Bが特定される記述、公印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法5条1号
7		「2 請求の趣旨に対する答弁」欄 別紙のうち、「別紙」との記述の下2行目以下の全て	法5条6号 柱書き
8	電話聴取書（受電・質問）	「審査請求人」欄の「住所（所在地）」及び「氏名（名称）」欄並びに「通話の相手方」欄の「住所」、「氏名」及び「職業」欄	法5条1号
9		聴取の内容	法5条6号

			柱書き
1 0	求 釈 明 事 項 に対する回答書	国税関係原処分庁Bが特定される記述、押印及び契印の印影、「審査請求人」欄	法 5 条 1 号
1 1		別紙のうち、「別紙」との記述の下 2 行目以下の全て	法 5 条 6 号 柱書き
1 2	求 釈 明 事 項 回答	「審査請求人」欄	法 5 条 1 号
1 3		「審査請求人」欄の下全て	法 5 条 6 号 柱書き
1 4	電 話 聴 取 書 (架電・確認)	「審査請求人」欄の「住所（所在地）」及び「氏名（名称）」欄並びに「通話の相手方」欄の「住所」、「氏名」及び「職業」欄	法 5 条 1 号
1 5		聴取の内容	法 5 条 6 号 柱書き
1 6	訂正申立書	「審査請求人」欄及び押印の印影	法 5 条 1 号
1 7		「審査請求人」欄の下全て	法 5 条 6 号 柱書き
1 8	証 拠 説 明 書 (令和 2 年 1 0 月 9 日付け)	「審査請求人」欄	法 5 条 1 号
1 9		「種目（謄本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄	法 5 条 6 号 柱書き
2 0	証拠説明書 2	「審査請求人」欄及び押印の印影	法 5 条 1 号
2 1		「種目（謄本・写しの別）」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄	法 5 条 6 号 柱書き
2 2	証 拠 説 明 書 (令和 2 年 7 月 2 1 日付け)	国税関係原処分庁Bが特定される記述	法 5 条 1 号
2 3		「文書等の名称」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣旨」欄	法 5 条 6 号 柱書き
2 4	証 拠 説 明 書 (令和 2 年 1 0 月 7 日付け)	国税関係原処分庁Bが特定される記述	法 5 条 1 号
2 5		「文書等の名称」、「作成年月日」、「作成者」及び「立証趣	法 5 条 6 号 柱書き

		旨」欄	
--	--	-----	--